

(様式10)

## 会社分割届

(A) は、 年 月 日に会社分割により、貴基金  
に出資していました (B) の権利義務を承継することとなりましたので、「出資持分に係る留意点」を了承の上、必要な資料を添えて届出いたします。

なお、本届出書及び添付の書類における情報は、貴基金における出資持分に関する手続にのみ使用されることを条件に提供いたします。

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 宛

(A) 分割承継 法人 (出資持分 承継法人)	(ふりがな)	
	法人名	
	(ふりがな)	
	代表者名	
	(ふりがな)	
	本店所在地	(〒 - )
	電話番号	
	出資持分の額	円
分割承継 法人 (出資持分 非承継法人)	法人名	
	本店所在地	(〒 - )
	法人名	
	本店所在地	
(B) 消滅法人	法人名	
	本店所在地	(〒 - )
	出資持分の額	円

- (注) 1 本届出書は、会社分割後速やかに、新たに出資持分を受け取る分割承継法人が提出してください。なお、分割承継法人において、保証の利用がある場合には、あらかじめ保証契約の変更手続を経た上で、本届出書の提出を行ってください。
- 2 ①分割契約書(その写しを含みます。)、②出資持分を承継する分割先の法人分の履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のものに限るものとし、かつ、登記情報提供サービスを利用して取得したものを除くものとし、その写しを含みます。)を添付してください。
- 3 記入欄が足りない場合は、別紙に必要事項を記載して、添付してください。
- 4 本店所在地は、履歴事項全部証明書の表記のとおり記載してください。
- 5 本届出書は、電磁的記録により作成することができます。

(様式10裏面)

## 出資持分に係る留意点

- 1 独立行政法人農林漁業信用基金法（以下「基金法」という。）第13条に規定する債務の保証（以下「債務保証」という。）の金額の最高限度は、出資額の30倍に相当する額に、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が都道府県ごとに定める額を加算した額となります。
- 2 出資持分を有することのみをもって債務保証の引受けを約束するものではありません。
- 3 出資者は、基金法第7条第1項に基づき出資持分を譲り渡すことができますが、譲渡しを行う場合には、信用基金が定める手続が必要であり、認められないことがあります。
- 4 出資持分の譲渡は、譲受人との共同申請によります。また、譲渡しが完了したときは、譲渡しが完了した旨及び減のあった持分をお知らせいたします。
- 5 出資者は、基金法第7条の2第1項に基づき出資持分の払戻しを請求することができますが、払戻しの請求を行う場合には、独立行政法人農林漁業信用基金法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条に定める申請書及び添付書類の提出が必要です。  
なお、信用基金は、基金法第7条の2第3項に基づき払戻しを停止することがあります。
- 6 基金法第7条の2第2項及び施行規則第2条に基づき、出資持分の払戻請求の書類を信用基金が受理した日時点で公表されている基金法第15条第2号に規定する林業信用保証業務に係る直近の貸借対照表において純資産額が資本金の合計額を下回る場合には、払戻請求額の全てが払い戻されるものではありません。
- 7 信用基金に出資しようとする場合、その払込みを行う額は1万円単位としています。
- 8 信用基金に出資しようとする場合、その払込債務と信用基金に対する債権とを相殺することはできません。
- 9 出資持分は、民法第898条に定める共同相続から同法第907条に基づく遺産分割までの間を除き、共有とすることはできません。また、共同相続により共有となっている状態では、いかなる債務保証契約をすることもできません。
- 10 出資者の氏名又は法人名、住所又は本店所在地に変更（相続、合併又は会社分割による変更を含む。）があった場合は、信用基金の所定の書式による手続が必要です。
- 11 出資持分を取得した者が、反社会的勢力に関係のある者である場合は、債務保証を受けることはできません。
- 12 出資者は、信用基金に自身の出資者原簿の閲覧を求め、又は出資持分の残高の照会をすることができます。

以上